

みんなで支え合う

国民健康保険のお知らせ

10億円の繰り入れを継続し保険料の抑制等に充当

国民健康保険は、職場の健康保険などに加入していない人を対象にした公的医療保険で、加入者である被保険者の皆さんが納める保険料や国・県の補助金、市の繰入金などによって運営されています。

このたび、平成25年度の保険料率が決まりましたのでお知らせします。

保険料率を決定

【問合せ先】国民健康保険課
(0798・35・3117)

高齢化の進展や医療技術の高度化などに伴い医療費の増加が続き、あわせて後期高齢者支援金・介護納付金も増加するなど国民健康保険を取り巻く状況は大変厳しくなっています。

本市では、平成25年度も一般会計から通常行われる繰り入れのほか、保険料の抑制や減免制度の拡充のため、昨年度に引き続き、10億円の繰り入れを行います。が、保険料率を引き上げることになりました。

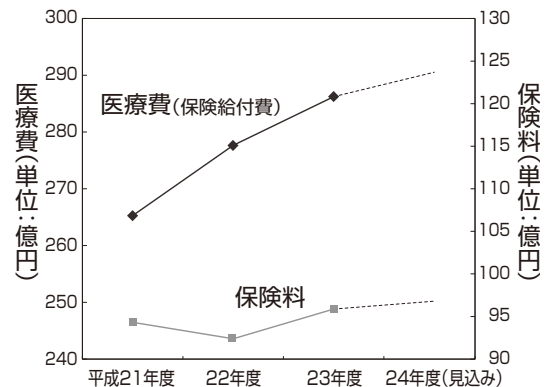
保険料の計算方法

平成25年度の保険料は、①医療給付費分、②後期高齢者支援金分、③介護納付金分(40歳～64歳の介護保険第2号被

歳～64歳の介護保険第2号被保険者がいる世帯のみ)の3つを合わせたものです。

なお、世帯の保険料は所得の多寡などにより異なりますが、受けられる保険給付などが、

医療費および保険料の推移



保険料の軽減・減免

【問合せ先】国民健康保険課
(0798・35・3117)

失業・低所得などの理由により、保険料が軽減・減免される場合があります。詳しくは問い合わせください。

保険料の軽減

平成24年中の世帯の合計所得金額が下表の基準額より少ない世帯は、保険料のうち均等割額と平等割額が軽減される場合があります。

この場合の合計所得金額は、保険料決定のための基準所得金額と異なります。

なお、この軽減は該当世帯に自動的に適用され、申請は不要です。

軽減措置を受けるための世帯の合計所得金額

軽減割合	7割軽減	5割軽減	2割軽減
※被保険者数			
1人	33万円以下	—	68万円以下
2人	33万円以下	57万5000円以下	103万円以下
3人	33万円以下	82万円以下	138万円以下
4人	33万円以下	106万5000円以下	173万円以下

※国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行された人の所得および人数も含めます。ただし世帯構成が変更になった場合は見直すことがあります

非自発的失業者への軽減

対象は倒産・解雇などの理由で離職され、雇用保険の「特定受給資格者」か「特定理由離職者」とされた65歳未満の人です。

軽減期間は離職の翌日から翌年度末までです。

前年給与所得(給与所得以外)

保険料の減免

外の所得は対象外)を100分の30にして保険料を算出するほか、高額療養費の所得区分についても給与所得を100分の30にして判定します。

災害・失業・低所得などの理由により、保険料を納めることが困難なときは、申請をすることで保険料の所得割額が減免される場合があります。減免事由は左表のとおりです。

保険料の減免について

保険料の減免が受けられる場合	申請手続きに必要なもの(印鑑は全てに必要)
A 災害または盗難により資産の3割以上の損失があったとき	消防署・警察署などが発行する被災程度の確認ができる証明書およびその他必要な書類
B 平成24年中の合計所得金額が1000万円以下(勤労所得あり)で、引き続き1カ月以上の失業または休廃業により生活が困難になったとき	以下のうちのいずれか1点 ▶雇用保険受給資格者証 ▶廃業届(税務署提出の控え) ▶地区民生委員の現在無職であることの状態確認書 など
C 平成24年中の合計所得金額が500万円以下で、25年中の合計所得の見込み金額が、24年中の合計所得金額の半分以上となるとき	平成25年中の合計所得の見込み金額を算出する根拠となるもの(申請時点までの給与明細書、年金支払通知書など)
D 均等割額および平等割額の法定軽減の適用を受けている世帯で、所得割額が賦課される世帯	印鑑のみ
E 1カ月以上の期間、保険給付の制限を受けるとき	在所証明など事実を証明するもの
F 社会保険などの被保険者が後期高齢者医療制度へ移行することにより、その被扶養者が国民健康保険に加入する場合で、国民健康保険の資格取得日に65歳以上の人	以下のうちのいずれか1点 ▶健康保険資格喪失証明書(被保険者本人が後期高齢者医療制度の被保険者となったことが明記されているもの) ▶旧被扶養者異動連絡票
G 基準総所得金額の世帯合計の20%を超える保険料が賦課される世帯	印鑑のみ

- <注1> 合計所得金額とは、各種所得の合計で、各種控除前の所得のことです(保険料の算定に用いる「基準総所得金額」とは異なります)
- <注2> 上記A～Fのうちで複数に該当する場合は、最も減免額の多い事由を適用します
- <注3> 上記Gについては、他の減免と同時に受けられますが、その場合は他の減免を適用した後の金額に対して減免します
- <注4> 減免が適用された場合、申請した翌以降の納期で保険料を調整します
- <注5> 非自発的失業者への軽減が適用された場合、上記G以外の減免と併用できません
- <注6> 東日本大震災により被災した人の減免は、上記Aの要件と異なります

6月20日から 保険料ご質問コーナー

市は、保険料の算定方法などの質問や納付方法の相談のため「国民健康保険料ご質問コーナー」を設けます。
【日程・会場】6月20日(木)～27日(木)の午前9時～午後5時に市役所本庁舎2階252会議室 ※土・日曜は除く

保険料通知書は6月中旬に送付

新しい保険料率に基づいて決定した平成25年度の保険料通知書は、6月中旬に送付します。なお、保険料の計算方法は、下表のとおりです。

所得割額	均等割額	平等割額
6.9%	2万7720円	2万1120円
2.2%	8040円	6240円
2.2%	1万2720円	—
2.1%	—	—

東日本大震災被災者に係る減免

被災した人に係る保険料について、減免される場合があります。被災証明書と印鑑を持参してください。被災証明書がない場合は、申立書で申請できます

平成25年度保険料の計算方法 (カッコ内は24年度の数値)

所得割額	医療給付費分 限度額51万円 (51万円)	後期高齢者支援金分 限度額14万円 (14万円)	介護納付金分 限度額12万円 (12万円)	25年度 保険料 限度額 77万円 (77万円)
×	6.9% (6.9%)	2.2% (2.2%)	2.2% (2.1%)	
×	2万7720円 (2万7720円)	8040円 (8040円)	1万2720円 (1万2360円)	+
×	2万1120円 (2万880円)	6240円 (6000円)	—	

※40歳～64歳の介護保険第2号被保険者がいる世帯のみに賦課します

<※1> 基準総所得金額は総所得金額等から基礎控除(33万円)を差し引いたもの。以下の所得以外もあれば合算されます

所得の種類	基準総所得金額の算定方法
■給与所得の場合	給与収入 - 給与所得控除
■事業所得の場合	事業収入 - 必要経費
■年金所得の場合	年金収入 - 公的年金控除

注) 複数の所得(給与・年金など)の場合も基礎控除は33万円です

<※2> 世帯の被保険者が後期高齢者医療制度に移行することによって、国民健康保険の被保険者が1人になった世帯は、平等割額について、5年目までの間は2分の1を、その後8年目までの間は4分の1を軽減します。ただし、世帯構成が変更になった場合は見直すことがあります